

高校生通学費補助制度利用方法 Q & A

◎ 共通事項

Q 1. 両親以外が申請者となることは可能ですか？

A 1. 原則、親権者である両親を申請者としてください。

ただし、親権者が両親以外である場合は、当該親権者を申請者としてください。
 なお、親権者がいない場合は扶養義務のある未成年後見人を、親権者も扶養義務のある未成年後見人もいない場合は主たる生計維持者を、その全てがいない場合は生徒本人を申請者としてください。

Q 2. 補助金の申請は、いつまでにする必要がありますか？

A 2. 申請したい通学行為が発生する年度内に、必ず申請してください。

申請日が属する年度の4月1日から翌年の3月31日までを補助対象期間として審査します。

なお、可能な限り3月10日までに申請ください。

また、年度をまたぐ期間の定期券の費用を申請される場合は、月割りで購入金額を按分することになります。この場合、次年度以降の費用については、改めて次年度に申請する必要がありますので、ご注意ください。

例① 令和6年4月10日～令和7年4月9日の12カ月分の定期

→ 令和6年4月～令和7年3月の12カ月分を令和6年度補助(按分なし)

※4月中の購入の場合は按分となりません

例② 令和6年5月2日～令和7年5月1日の12カ月分の定期

→ 令和6年5月～令和7年3月の11カ月分を令和6年度補助

令和7年4月の1カ月分を令和7年度補助(按分あり)

Q 3. 申請書の提出は、本庁まで行かなければなりませんか？

A 3. 支所への提出や、郵送による提出も可能です。また、便利なオンライン申請をご利用ください。

Q 4. 補助金がもらえるタイミングは、いつ頃でしょうか？

A 4. 4月～ 6月の申請 → 7月下旬交付決定送付 → 8月支給

7月～ 9月の申請 → 10月下旬交付決定送付 → 11月支給

10月～12月の申請 → 1月下旬交付決定送付 → 2月支給

1月～ 3月の申請 → 4月中交付決定送付 → 4月～5月支給

申請書類に不備がある場合や、申請内容に事実確認が必要となるケースについては、お時間をいただく可能性があります。

Q 5. 補助金申請後に、通学方法等の変更や高等学校の中退など、申請内容に変更があった場合、どのような手続きをすればよいのでしょうか？

A 5. 変更申請書（別記様式第4号）を、速やかに市へご提出ください。

補助金支給前の場合は、変更後の内容で審査し、補助金額を決定します。

補助金支給後の場合は、既に支給した補助金の額と変更後の実態に則した補助金額に差異がないか再度審査し、補助金の精算を行います。

Q 6. 補助金の精算とは、どのようなものなのでしょうか？

A 6. 精算は、既に支給した補助金の額と変更後の実態に則した補助金額に差異がある場合に、当該差額分について返還請求、市の審査において、申請内容に偽りや、その他不正な手段によって補助金を不当に受給した等の事実が判明した場合には、補助金の全額返還を求める場合がありますので、ご承知おきください。

Q 7. 申請内容に変更があったが、変更申請書の提出を忘れていたという場合、補助金はどうなりますか？

A 7. 仮に変更申請書の提出がなかった場合であっても、実績の調査や該当する高等学校や通学定期券販売店に対して実態確認などにより、申請内容と実態が異なる場合には、必ず補助金の精算を行います。

しかしながら、市の審査業務を円滑に遂行するため、変更事由が発生した際は、速やかに変更申請書をご提出くださいますよう、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、申請内容に変更があったにも関わらず、実績の調査時などに変更なしと虚偽の報告をされたことが発覚した場合は、補助金の全額返金を求める場合がありますので、ご注意ください。

① 公共交通機関（バスまたは列車）を利用して通学する場合

Q 1. 通学定期券を購入せず、その都度払いで公共交通機関を利用して通学している場合は、補助対象となりますか？

A 1. 通学定期券以外の公共交通機関利用は、補助対象なりません。

Q 2. 補助対象になる「通学定期券」とは、具体的にどの定期券でしょうか？

A 2. バス通学の場合は、濃飛バスが発行する「年間特約定期券」、「エコバス」、若しくは、のらマイカーの「通学用定期券」が対象となります。

列車通学の場合は、J Rが発行する「通学定期券」が対象となります。

Q 3. 補助金は、いくらくらい貰えますか？

A 3. 通学定期券購入費の3分の1（千円未満切り捨て）の額を支給します。

Q 4. 申請に必要な書類は、通学定期券の領収書のコピーだけで良いのでしょうか？

A 4. 通学定期券のコピーと領収書のコピーを両方申請書に添付してください。

ただし、通学定期券に必要事項（購入者氏名、購入金額、有効期間）が全て記載されている場合は、通学定期券のコピーのみで結構です。

Q 5. 通学定期券の領収書を紛失した場合は、申請できませんか？

A 5. 通学定期券に必要事項（購入者氏名、購入金額、有効期間）が全て記載されている場合は、領収書の提出は不要です。

通学定期券に必要事項が記載されていない場合は、必要事項が記載された領収書のコピーが必須となりますので、通学定期券購入店へ領収書の再発行についてご相談ください。

Q 6. 口座振替で通学定期券を購入しており、領収書は最初から無いのですが、通帳のコピーは領収書の代わりになるのでしょうか？

A 6. 通帳に振込先（通学定期券購入店名）が明記されており、且つ振込金額に通学定期券購入費以外を含んでいない場合は、領収書の代わりとすることが可能です。ただし、併せてご提出いただく通学定期券のコピーに、利用者の氏名と有効期間が記載してある場合に限りです。

通帳に振込先（通学定期券購入店名）が明記されていない場合や、振込金額に通学定期券購入費以外が含まれている場合は、通帳のコピーを領収書の代わりとすることは出来ませんので、通学定期券購入店へ領収書の発行についてご相談ください。

Q 7. 列車とバスを乗り継いで通学する場合、両方申請することは可能でしょうか？

A 7. それぞれ通学定期券を購入して利用する場合は、両方とも補助対象となります。
ただし、補助の上限は、合計して8万円までとなります。

Q 8. 半年ごとに定期券を購入している場合は、一年度分まとめて申請すべきでしょうか？それとも定期券を購入した都度、申請すべきでしょうか？

A 8. どちらの方法も可能です。

ただし、年度内に複数回申請される場合も、補助金の上限は合計8万円までとなります。また、申請書類や実績報告書の提出は、申請の都度必要となりますのでご注意ください。

また、まとめて申請される場合は、定期券のコピー等の必要書類を紛失されないよう十分にご留意ください。

Q 9. 年度をまたぐ有効期間の定期券を購入している場合、「通学定期券購入届出書」には、どのように期間と金額を記載すれば良いのでしょうか？

A 9. 定期券や領収書に、有効期間と購入費が明記されている場合は、こども政策課で計算して記入しますので、購入費全額を記載しご提出いただいて結構です。
なお、年度をまたぐ有効期限の際の補助金の計算については、月単位での按分となります。

例① 令和6年4月10日～令和7年4月9日の12カ月分の定期

→ 令和6年4月～令和7年3月の12カ月分を令和6年度補助(按分なし)

例② 令和6年5月2日～令和7年5月1日の12カ月分の定期

→ 令和6年5月～令和7年3月の11カ月分を令和6年度補助

令和7年4月の1カ月分を令和7年度補助(按分あり)

Q10. 新しい定期券を購入する際に、古い定期券を販売店に返却し、コピーをとっていないのですが、申請はできないのでしょうか？

A10. 定期券のコピーは原則必要ですが、古い定期券を販売店へ返却し、コピーを取り忘れたという場合は、当該定期券の領収書があれば申請していただけます。
ただし、①購入者氏名、②購入金額、③有効期間の3点の記載があり、通学定期券を購入したという事実が確認できる領収書であることが必須条件です。
バス通学の方で、定期券のコピーも領収書も無いという場合は、定期券の販売店(濃飛バス)へご相談ください。列車通学の方は、販売店(JR)にご相談くださってもシステム上領収書の再発行が出来ないというケースが多いので、定期券を返却される前に必ずコピーをとっておいてください。

② 原動機付自転車に通学する場合

Q 1. 通常時は原動機付自転車の通学ですが、雨季や冬季は保護者の送迎、若しくは公共交通機関での通学になるという場合は、どのように申請すべきでしょうか？

A 1. 原動機付自転車での通学が学校から認められている方は、雨季や冬季の通学方法は問いませんので、補助対象年度末までの費用について申請していただくことが可能です。(ただし、学校から発行される許可証に有効期限が設定されている場合は、当該有効期限まで。)

Q 2. 補助金は、いくらくらい貰えますか？

A 2. 通学費相当額の4分の1（千円未満切り捨て）の額を支給します。

通学費相当額とは、自宅から在籍する高等学校まで、最短経路の公共交通機関を利用して通学したと仮定した場合に要する定期券購入費用です。

市において、当該公共交通機関の料金表を確認し、補助金額を算定します。

なお、冬季のみ通学定期券を購入して公共交通機関で通学する場合については、別途申請をしていただくことで、それぞれの補助金額が受給できます。

【例1】原動機付自転車通学で年間申請 → 通学費相当額の4分の1

【例2】夏季は原動機付自転車通学で申請 → 通学費相当額の4分の1

冬季は公共交通機関利用で申請 → 通学定期券購入費の3分の1

Q 3. 申請には、どんな書類が必要でしょうか？

A 3. 原動機付自動車の利用許可証（高等学校が発行するもの）の写しと、運転免許証のコピーを申請書に添付してください。

③ 保護者の送迎で通学する場合

Q 1. 保護者が送迎する場合は、全て補助対象となるのでしょうか？

A 1. 障がいのため公共交通機関が利用できないという学生を対象にした制度です。ただし、通常の始業時間に間に合う公共交通機関のダイヤがない場合や、通常の下校時間以降に利用できる公共交通機関のダイヤがない場合は、障がいの有無に関わらず補助対象とします。

この場合、部活動や時間外の授業等を理由として、通常の始業時間よりも早く登校しなければならない方や、通常の下校時間よりも遅く下校しなければならない方については、対象者に含みません。個々が所属するクラスや部活動の取り組みは勘案せず、各校が一律定める始業時間や下校時間を基準として、対象か否かを判断します。

Q 2. 自宅からバス停や駅までの区間を保護者が送迎している場合、その送迎区間は補助対象となりますか？

A 2. 当該区間について、公共交通機関は運行しているが、通常の始業時間に間に合うダイヤがないという場合は、補助対象になります。

通常の始業時間に間に合うダイヤがある場合や、公共交通機関が全く運行していない区間については、補助対象になりませんのでご注意ください。

Q 3. 補助金は、いくらくらい貰えますか？

A 3. 通学費相当額の4分の1（千円未満切り捨て）の額を支給します。

通学費相当額とは、自宅から在籍する高等学校まで、最短経路の公共交通機関を利用して通学したと仮定した場合に要する定期券購入費用です。

市において、当該公共交通機関の料金表を確認し、補助金額を算定します。

Q 4. 申請には、どんな書類が必要でしょうか？

A 4. 障がいのため公共交通機関を利用できないという場合は、障害者手帳などの写しを添付してください。利用できる公共交通機関のダイヤがないという場合は、添付書類は必要ありません。市において、公共交通機関の運行ルートやダイヤを確認の上、審査します。

その他、学生証（申請年度のもの）のコピーを申請書に添付してください。

④ 下宿先等から通学する場合

Q 1. 下宿先から学校まで自転車で通学しており、下宿生とはいえ自転車通学ですが、申請できるのでしょうか？

A 1. 下宿先から学校までの通学方法は問いません。補助対象要件を満たしている場合は申請可能ですので、高山市ホームページの「下宿等を利用して通学する場合の補助」のページにて、対象要件をご確認ください。

Q 2. 飛騨地域外にある高校へ下宿をして通学する生徒は、補助対象となりますか？

A 2. 補助対象となるのは、飛騨地域の高校へ通学される方のみです。

高山市内の高校へ通学する場合は、高校生の住民登録地が高山市であることが補助の条件です。（ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。）飛騨市または下呂市の高校へ通学する場合は、保護者の住民登録地が高山市であることが補助の条件です。

Q 3. 高校生の住民登録地が高山市でなくとも補助対象となる「やむを得ない事情」とは、具体的にどのような場合でしょうか？

A 3. DV被害等で住民登録地を変更することが困難である場合など、本人の意思ではどうしてもできないと思われる状況を想定しています。なお、他市の行政サービスを受けるために住民登録地が変更できない等の事由は、やむを得ない事情には含みません。（他市で同様の通学費補助制度を実施している場合、重複して補助金が受給できてしまうため。）

Q 4. 親戚の住居から通学しており、この親戚には謝礼金を支払っているのですが、補助対象になるのでしょうか？

A 4. 居住先が「下宿施設」若しくは「学生寮」であるのか否かで判断します。

下宿施設や学生寮ではない一般住居である場合は対象となりませんが、親族が営む下宿施設や学生寮に、他の入居者と同条件で入居している場合は対象となります。（親族以外の入居受け入れも可能な施設に限る）

Q 5. 補助対象となるのは、住民登録を高山市に移した日以降でしょうか？

A 5. 申請日時点で高山市に住民登録があれば、申請日が属する年度の4月1日から補助対象とします。

Q 6. 年度途中で学生寮の部屋が変更となった場合、変更申請は必要でしょうか？

A 6. 同一寮内における変更については、変更申請書の提出は不要です。

なお、当初申請の際も、申請書の住所欄に部屋番号の記載は不要です。

Q 7. 補助金は、いくらくらい貰えますか？

A 7. 通学費相当額の3分の1（千円未満切り捨て）の額を支給します。

通学費相当額とは、自宅から在籍する高等学校まで、最短経路の公共交通機関を利用して通学したと仮定した場合に要する定期券購入費用です。

市において、当該公共交通機関の料金表を確認し、補助金額を算定します。

Q 8. 申請には、どんな書類が必要でしょうか？

A 8. 下宿先等との契約書のコピーと、高山市外に住民登録のある保護者の住民票、学生証（申請年度のもの）のコピーを申請書に添付してください。

Q 9. 学生寮を運営している高等学校とは、特段「契約書」を取り交わしているわけでは無いのですが、申請書には何を添付すれば良いのでしょうか？

A 9. 高等学校が発行する「入寮証明書」や「入寮許可通知書」など、学生寮に居住している事実が客観的に確認できる書類であれば契約書の代わりとすることが可能です。そのような書類が何も無いという場合は、当該学生寮を運営している高等学校へご相談ください。